

環境負荷軽減に取り組む酪農経営の推進

【酪農環境負荷軽減支援事業 6,347(6,446)百万円】

対策のポイント

家畜排せつ物の適正還元に必要な飼料作付地を確保する酪農経営が、環境負荷軽減効果の高い営農活動を実践する場合に奨励金を交付します。

<背景/課題>

- ・酪農経営1戸当たりの飼料作物作付面積は23.5ha(平成20年2月1日)
- ・酪農経営1戸当たりの経産牛飼養頭数は増加傾向にあり44.0頭(平成22年2月1日)
- ・環境負荷軽減に配慮した酪農経営へ転換することが課題

政策目標

環境負荷軽減の取組を実践する酪農家戸数
7,158戸(平成21年度)→16,200戸(平成27年度)

<主な内容>

経産牛1頭当たりの飼料作付面積が基準面積(北海道40a/頭、都府県10a/頭)以上の生産者に対し、以下の取組を実践する場合に飼料作物作付面積に応じた奨励金を交付する。(基準面積には、農作業受委託による飼料作付面積、二期作等による裏作利用面積を延べ面積で加算)

○ 環境負荷軽減に資する以下の取組に応じポイントを付与。15ポイント以上の取組を実践した酪農経営に奨励金(15,000円/ha)を交付。

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ・ 堆肥の適正還元の実施 | ・・・5ポイント |
| ・ 耕畜連携の取組 | ・・・5ポイント |
| ・ 緩衝帯の設置 | ・・・5ポイント |
| ・ 不耕起栽培の実施 | ・・・5ポイント |
| ・ 景観作物の導入 | ・・・5ポイント |
| ・ 河川敷等の未利用地の有効利用 | ・・・5ポイント |
| ・ 放牧の実施 | ・・・5ポイント |
| ・ デントコーン・ソルガムの作付及びスラリー等の土中施用の実施 | ・・・5ポイント |
| ・ 家畜排せつ物の強制発酵への転換 | ・・・5ポイント |
| ・ 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施 | ・・・10ポイント |
| ・ リビングマルチ等の導入 | ・・・10ポイント |
| ・ パーラー排水等の雑排水処理の高度化 | ・・・10ポイント |
| ・ メタン発酵によるエネルギー利用 | ・・・10ポイント |
| ・ 冷温ヒートポンプの導入 | ・・・10ポイント |
| ・ 都道府県知事が特に認める取組の実施 | ・・・5ポイント |

(補助率：定額
事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者)

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産企画課(03-3502-0874(直))]

酪農環境負荷軽減支援事業

○ 事業の仕組み

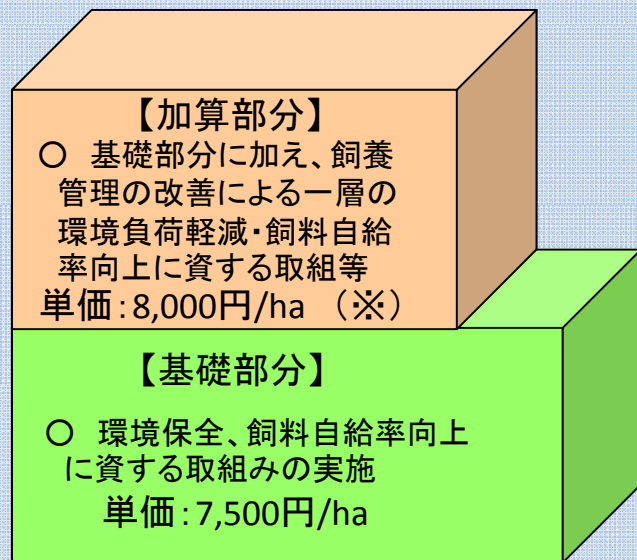
- ① 環境負荷軽減に資する取組みに応じポイントを付与、一定以上のポイントを取得した酪農経営に飼料作付面積に応じた奨励金を交付
- ② 農地基盤に立脚した酪農経営への支援とするため、交付対象として、経産牛1頭当たりの飼料作付面積に基準を設定(北海道40a/頭、都府県10a/頭)
- ③ 基準面積には、農作業受委託による飼料作付面積、二期作等による裏作利用面積を延べ面積で加算

【22年度まで 資源循環型酪農推進事業】

- ①環境保全、②飼料自給率の向上に取り組む酪農経営に対して、飼料作付面積当たりの奨励金を交付

【23年度～ 酪農環境負荷軽減支援事業】

加工原料乳等に対し乳量に応じた補てんを行う経営安定対策事業(加工原料乳補給金制度等)を補完し、環境負荷軽減の取組を条件に飼料作付面積に応じた固定支払いを行うことで、小規模家族経営を含む多様な酪農の経営安定に資する



※ 飼料作付面積を対前年度比5%以上拡大すれば、さらに3,000円/ha加算(飼料高騰対策として21年度から緊急的に実施)

環境負荷軽減に資する以下の取組に応じポイントを付与。15ポイント以上の取組を実践した酪農経営に奨励金(15,000円/ha)を交付。

- ・ 堆肥の適正還元の実施 ……5ポイント
- ・ 耕畜連携の取組 ……5ポイント
- ・ 緩衝帯の設置 ……5ポイント
- ・ 不耕起栽培の実施 ……5ポイント
- ・ 景観作物の導入 ……5ポイント
- ・ 河川敷等の未利用地の有効利用 ……5ポイント
- ・ 放牧の実施 ……5ポイント
- ・ デントコーン・ソルガムの作付及びスラリー等の土中施用の実施 ……5ポイント
- ・ 家畜排せつ物の強制発酵への転換 ……5ポイント
- ・ 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施 ……10ポイント
- ・ リビングマルチ等の導入 ……10ポイント
- ・ パーラー排水等の雑排水処理の高度化 ……10ポイント
- ・ メタン発酵によるエネルギー利用 ……10ポイント
- ・ 冷温ヒートポンプの導入 ……10ポイント
- ・ 都道府県知事が特に認める取組の実施 ……5ポイント